

○太子町指名停止基準

平成 6 年 7 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、町が発注する建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等（以下「工事等」という。）について、契約の適正な履行を確保するため、法令等に定めるもののほか、指名停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 一定の要件に該当するため、工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、町長が一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (2) 入札参加資格者 町が発注する工事等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者として登録されている者をいう。
- (3) 共同企業体 一の工事等を共同して請け負うために結成された二以上の事業者の集合体をいう。
- (4) 悪質な事由 発注者に対して入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が不正行為の働きかけを行なった場合等をいう。

(指名停止)

第 3 条 町長は、入札参加資格者が別表第 1 及び別表第 2（以下「別表」という。）の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 町長は、工事等の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。
- 3 町長は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 4 条 町長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

- 2 町長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を

併せ行うものとする。

- 3 町長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第 5 条 入札参加資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、通算して 2 年を限度とする。

- (1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。）。

- (2) 別表第 2 第 1 項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

- (3) 別表第 2 第 2 項又は第 3 項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- 3 町長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各項及び前 2 項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の 2 分の 1 に短縮することができる。

- 4 町長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各項及び第 1 項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の 2 倍に延長することができる。ただし、通算して 2 年を限度とする。

- 5 町長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、2 分の 1 又は 2 倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、通算して 2 年を限度とする。

- 6 町長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第 6 条 町長は、第 3 条第 1 項の規定により指名停止を行う際に、入札参加資格者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合（前条第 2 項の規定に該当する場合を除く。）の指

名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は町職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号ア、同項第2号ア又は第3項第1号のいずれかに該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (2) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (3) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく町長による調査の結果、入札談合等関与行為があり若しくはあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。
 - (5) 町職員若しくは他の公共団体等の職員が、競争入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。
- 2 町長は、別表第2第2項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮することができる。

（指名停止等の通知）

第7条 町長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の

規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 町長は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 町長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が町発注に係る工事等を下請することを承認してはない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第10条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第11条 この基準の運用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成6年7月15日から適用する。

附 則

この基準は、平成11年9月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成14年11月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年1月5日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の太子町指名停止基準の規定は、令和7年4月1日以後に行われた行為について適用し、令和7年3月31日以前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条、第 5 条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 町発注の工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から 6 か月
（過失による粗雑工事等） 2 町発注の工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	認定の日から 3 か月
3 町発注の工事等の工事成績が不良なとき。	認定の日から 3 か月以内
4 町発注の工事等以外の兵庫県内の公共工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	認定の日から 2 か月
（契約違反） 5 町発注の工事等の施工等に当たり、第 2 項に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる契約違反行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 2 か月以上の履行遅滞があったとき。 (2) 1 か月以上 2 か月未満の履行遅滞があったとき。 (3) 1 か月未満の履行遅滞があったとき。 (4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良 イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良 (5) 正当な理由なく監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	認定の日から (1) 3 か月 (2) 2 か月 (3) 1 か月 (4)ア 3 か月 イ 1 か月 (5) 1 か月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 6 町発注の工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。	認定の日から (1) 6 か月

措 置 要 件	期 間
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	(2) 3 か月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	(3) 6 か月
7 町発注の工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）を兵庫県内において施工等を行うに当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定の日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	(1) 3 か月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	(2) 2 か月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	(3) 3 か月
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	認定の日から
8 町発注の工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	(1) 2 か月
(2) 重傷者を生じさせたとき	(2) 1 か月
9 兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重症者を生じさせたと認められるとき。	認定の日から 1 か月

備考

- この表において「公共工事等」とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。
- この表において「一般工事等」とは、町発注に係る工事等以外の公共工事及び民間工事等をいう。
- この表において「重傷者」とは、治療 30 日以上の傷害をいう。

別表第 2（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 入札参加資格者等が、次の各号に掲げる者に対する贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 町の職員 (2) 兵庫県内の他の公共機関の職員 (3) 兵庫県外の公共機関の職員	事実を知った日から (1) 12 か月 (2) 9 か月 (3) 6 か月
（独占禁止法違反行為） 2 入札参加資格者等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、次に該当したとき。 (1) 入札参加資格者等が、次に掲げる工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は賦課金納付命令を受けたとき。 ア 町発注の工事等 イ 町内の一般工事等 ウ 町外の一般工事等 (2) 入札参加資格者等が、次に掲げる工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 ア 町発注の工事等 イ 町内の一般工事等 ウ 町外の一般工事等	事実を知った日から (1) ア 12 か月 イ 8 か月 ウ 4 か月 (2) ア 18 か月 イ 12 か月 ウ 6 か月
（競争入札妨害又は談合） 3 入札参加資格者等が、次に掲げる工事等に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 町発注の工事等 (2) 町内の一般工事等 (3) 町外の一般工事等	事実を知った日から (1) 12 か月 (2) 9 か月 (3) 6 か月
（補助金の不正受給を目的とした不正行為） 4 入札参加資格者等が、次の各号に掲げる業務に関し、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助事業等又は間接補助事業等に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 29 条若しくは第 30 条又は詐欺（刑法 246 条）又は電子計算機使用詐欺（刑法 246 条の 2）の容疑により逮捕、	事実を知った日から

措 置 要 件	期 間
書類送検又は起訴されたとき。 (1) 町の補助事業等又は間接補助事業等（以下「補助事業等」という。） (2) 兵庫県及び県内の市町の補助事業等	(1) 12 か月 (2) 9 か月
（暴力団関係） 5 警察の確認・通報等により、次に掲げる事実が明らかになったとき。 (1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。 (2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。 (3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。 (4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等と経済的便宜を図ったこと。 (5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。	認定の日から (1) 12 か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで (2) 6 か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで (3) 6 か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで (4) 3 か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで (5) 6 か月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 6 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、次に該当したとき。 (1) 入札参加資格者等が、次の工事等に関し、建設業法違反の容疑により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 町発注の工事等 イ 兵庫県内の一般工事等 ウ 兵庫県を除く近畿府県の区域内の一般工事等 エ 近畿府県の区域外の一般工事等 (2) 入札参加資格者が、次の工事等に関し、建設業法第 28 条及び第 29 条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。 ア 町発注の工事等 イ 兵庫県内の一般工事等 ウ 兵庫県外の一般工事等 (3) 入札参加資格者が、次の工事等に関し、建設業法第 28 条の規定により、指示処分を受けたとき。 ア 町発注の工事等 イ 兵庫県内の一般工事等 ウ 兵庫県外の一般工事等	事実を知った日から (1)ア 9 か月 イ 8 か月 ウ 6 か月 エ 3 か月 (2)ア 6 か月 イ 5 か月 ウ 3 か月 (3)ア 3 か月 イ 2 か月 ウ 1 か月
(不正又は不誠実な行為) 7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が、次に掲げる工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 町発注に係る工事等 イ 兵庫県内の一般工事等 (2) 入札参加資格者の使用者が、次に掲げる工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 町発注に係る工事等 イ 兵庫県内の一般工事等 (3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (4) 入札参加資格者等が、次に掲げる工事等に関し、業	認定の日から (1)ア 9 か月 イ 8 か月 (2)ア 6 か月 イ 5 か月 (3) 3 か月

措 置 要 件	期 間
務関連法令に重大な違反をしたとき。 ア 町発注に係る工事等 イ 兵庫県内の一般工事等 (5) 入札参加資格者等が、兵庫県内において自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	(4)ア 3 か月 イ 2 か月 (5) 2 か月
(その他) 8 入札参加資格者等に次の各号に掲げる重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とするとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 (3) 入札参加資格者等が、競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 (4) 町発注の工事等の受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。 (5) 町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退したとき。 (6) 町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札者が、正当な理由なく契約を辞退したとき。 (7) その他町長が指名停止の措置を必要と認めたとき。	認定の日から (1) 3 か月 (2) 取引再開まで (3) 1 か月 (4) 3 か月以上 (5) 3 か月 (6) 3 か月 (7) 12 か月以内

備考

- この表において「公共機関」とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。
- この表において「近畿府県」とは、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいう。
- この表において「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定されるもの又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 に基づく現金的給付をいう。
- この表において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務

又は事業をいう。

- 5 この表において「間接補助事業等」とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この表において「相当の責任の地位にある者」とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- 7 この表において「業務関連法令」とは、次の法令をいう。
 - (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の労働者使用関連法令
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）等の環境保全関連法令
 - (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の建築関係法令
 - (4) 刑法、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の業務に関する規定
- 8 この表において「重大な違反」とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。